

週刊 企業経営 ウェブマガジン

発行
株式会社 常陽経営コンサルタンツ

1 ネットジャーナル **要旨**

Weeklyエコノミスト・レター 2010年10月1日号

金融市場の動き(9月)～介入しても円高止まらず、10月日銀は追加緩和へ。
日中問題深刻化で勝負に消極的になる日本

経済・金融フラッシュ 2010年10月1日号

消費者物価(全国10年8月)
～下落幅縮小も、先行きは円高が下押し要因に

2 経営 TOPICS **抜粋**

統計調査資料

第121回中小企業景況調査(2010年7-9月期)

3 経営情報レポート **要約版**

国際課税制度
平成22年度改正

4 経営データベース

ジャンル:経営実務 サブジャンル:CSR(企業の社会的責任)

CSRとは
企業の社会的責任の範囲とステークホルダー

金融市場の動き(9月)

～介入しても円高止まらず、10日銀は追加緩和へ。
日中問題深刻化で勝負に消極的になる日本

要旨

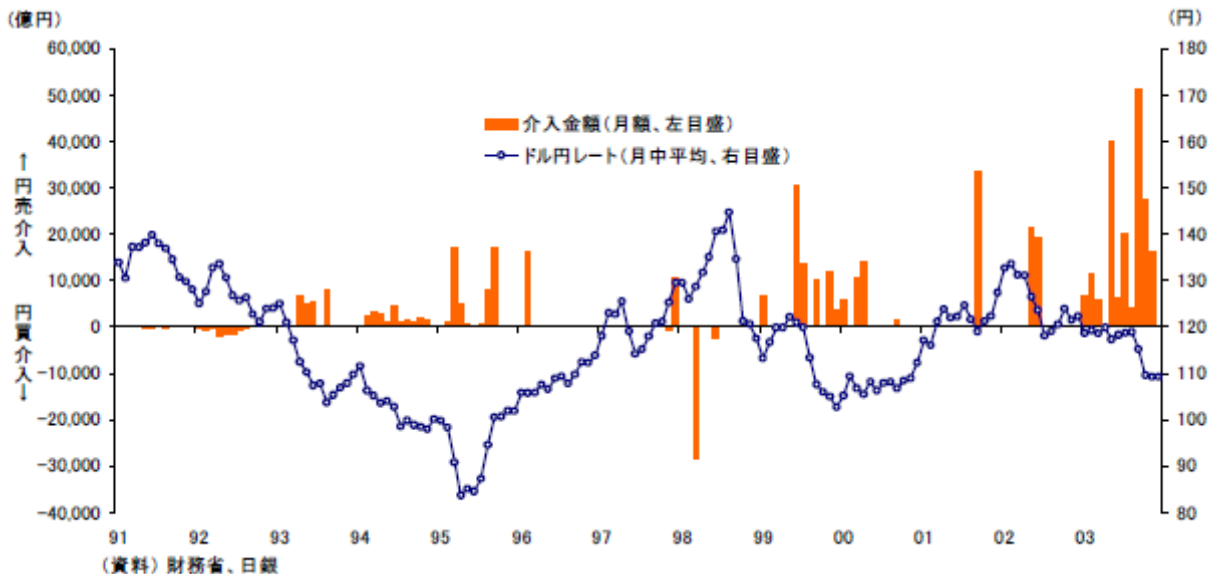
1 (介入しても円高止まらず、国際会議を控え再介入はやりにくい状況に)9月15日に政府は6年半ぶりに介入を実施した。一旦は85円台をつけたが足元では介入効果の賞味期限切れ。10月上旬以降国際会議が続く。スミッシングオペレーションを超える介入は各国から理解は得られにくく、再介入はやりにくい状況に。

2 (日銀金融政策)9月短観の大企業製造業景況感は6期連続の改善となったが、先行き見通しは7期ぶりに悪化。輸出、生産統計も足元頭打ち、さらに今回の短観で現状の円高水準が続けば下期の景気下振れが読み取れる。10月決定会合では何らかの政策対応が必要との判断がなされる可能性は極めて高い。

3 (長期金利)日米当局の追加金融緩和をにらみ、長期金利には低下圧力がかかっている。仮に今月追加緩和が実施されなかったとしても、引き続き緩和期待が残る。

4 (為替)円ドルレートは基本的には80円台前半～中盤の円高水準で推移するだろう。来週の日銀決定会合で追加緩和が決定された場合、FRBの会合までのタイムラグがあるため、一旦日銀が緩和競争で先行した形となり円安に振れる可能性はあるが、FRBへの緩和期待が高まっていくことで、効果は長続きしないだろう。

6年半ぶりの介入実施



「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、当事務所のホームページの「ネットジャーナル」よりご確認ください。

消費者物価(全国 10年8月)

～下落幅縮小も、先行きは円高が下押し要因に

要旨

1 コア CPI の下落率は 0.1 ポイント縮小

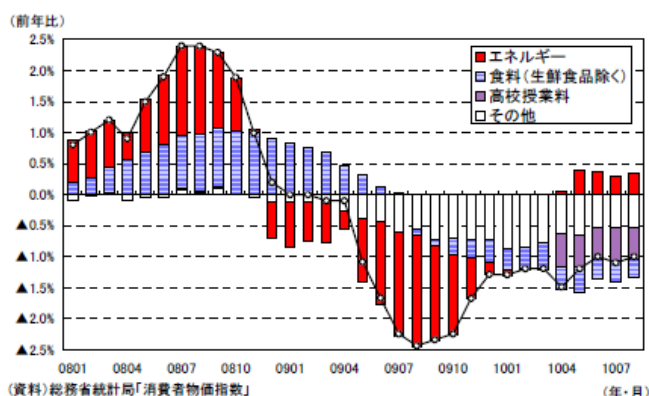
総務省が 10 月 1 日に公表した消費者物価指数によると、8 月の消費者物価(全国、生鮮食品を除く総合、以下コア CPI)は前年比▲1.0%となり、下落率は前月から 0.1 ポイント縮小した。事前の市場予想(ロイター集計: ▲1.0%、当社予想は▲1.1%)通りの結果であった。食料(酒類除く)及びエネルギーを除く総合は前年比▲1.5%(7月:同▲1.5%)、総合は前年比▲0.9%(7月:同▲0.9%)となった。コア CPI の内訳を見ると、ガソリン(7月:前年比 7.4%→8月:同 6.4%)、灯油(7月:前年比 18.2%→8月:同 17.4%)の上昇幅は縮小したが、電気代(7月:前年比▲0.3%→8月:同 1.3%)が 1 年 5 ヶ月ぶりに上昇に転じ、ガス代(7月:前年比 1.4%→8月:同 2.5%)の上昇幅が拡大したため、エネルギー全体の上昇率は 7 月の前年比 3.7%から同 4.3%へと若干高まった。

2 10 月以降、たばこ値上げがコア CPI を 0.3%程度押し上げ

9 月の東京都区部のコア CPI は前年比▲1.0%となり、下落率は前月から 0.1 ポイント縮小した。事前の市場予想(ロイター集計: ▲1.0%、当社予想は▲1.1%)通りの結果であった。円高の進展を反映し、ガソリン(8月:前年比 4.0%→9月:同 0.7%)の上昇幅は縮小したが、灯油(8月:前年比 10.9%→9月:同 11.2%)、ガス代(8月:前年比 2.4%→9月:同 5.0%)、電気代(8月:前年比 4.3%→9月:同 6.0%)の上昇幅が拡大したため、エネルギー全体の上昇率は 8 月の前年比 3.8%から同 4.8%へと高まった。

景気の回復ペースはこのところ緩やかとなっているが、物価の基調的な動きには今のところ大きな変化は見られない。ただし、円高の進展に伴い輸入物価はすでに前月比で下落に転じており、先行きは円高の影響が消費者物価にも徐々に波及することが見込まれる。また、これまではエネルギー価格の上昇がコア CPI の押し上げ要因となっていたが、ガソリン価格の下落が続いていることに加え、すでに電気代、ガス代は 10 月以降の値下げが決まっている。エネルギー価格の上昇率は今後、縮小に向かう可能性が高い。なお、10 月にはたばこの値上げが予定されており、これによりコア CPI は 0.3%程度押し上げられるため、10 月以降はマイナス幅が 1%を下回るだろう。

■消費者物価指数(生鮮食品除く、全国)の要因分解



第 121 回中小企業景況調査 (2010年7-9月期)

調査結果のポイント

中小企業の業況は、引き続き持ち直しの動きが見られるものの、製造業が弱い動きを示すなど、依然として厳しい状況にある。

- 製造業の業況判断D I は、輸出関連の業種を中心に6期ぶりにマイナス幅が拡大した。また、円高等の影響もあり、先行きに慎重な見方が広がっている。
- 一方、非製造業は6期連続でマイナス幅が縮小したが、業種別にみると卸売業はマイナス幅が拡大した。

<トピックス>

製造業のうち直接輸出をおこなっている企業の業況判断D I (「良い」-「悪い」、今期の水準) は5期ぶりにマイナス幅が拡大した。今後の輸出に関する動向を注視する必要がある。

[調査要領]

- (1) 調査時点 平成22年9月1日時点
- (2) 調査方法 全国の商工会、商工会議所の経営指導員及び中小企業団体中央会の調査員による聞き取り
- (3) 調査対象 中小企業基本法に定義する、全国の中小企業

	調査対象企業数		有効回答企業数		有効回答率 (%)
	数	(構成比 %)	数	(構成比 %)	
製造業	4,683	(24.7)	4,537	(24.8)	96.9
建設業	2,573	(13.5)	2,490	(13.6)	96.8
卸売業	1,215	(6.4)	1,166	(6.4)	96.0
小売業	4,795	(25.2)	4,634	(25.3)	96.6
サービス業	5,728	(30.2)	5,482	(29.9)	95.7
合計	18,994	(100.0)	18,309	(100.0)	96.4

注：()内は構成比 (%)

- (4) その他
 - 毎年4-6月期に、過去に遡って季節調整値の再計算を行っている。
 - 日本標準産業分類第12回改定に伴い、第112回(2008年4-6期)の調査より業種区分を改定した。過去のデータについては新業種区分により遡及改定を行った。
 - 最新の長期時系列データは中小企業庁及び中小企業基盤整備機構のホームページで公表している。

1. 業況判断DI

(1) 全産業

2010年7-9月期の全産業の業況判断DIは、(前期▲30.8→) ▲29.0 (前期差 1.8 ポイント増) となり、6期連続でマイナス幅が縮小した。

(2) 製造業

製造業の業況判断DIは、(前期▲19.3→) ▲21.1 (前期差▲1.8 ポイント減) となり、6期ぶりにマイナス幅が拡大した。

製造業の14業種のうち、窯業・土石製品で▲27.0 (前期差 4.0 ポイント増)、繊維工業で▲25.8 (前期差 2.9 ポイント増) と5業種でマイナス幅が縮小したが、化学で▲31.1 (前期差▲22.5 ポイント減)、パルプ・紙・紙加工品で▲18.1 (前期差 14.1 ポイント減)、その他の製造業で▲23.9 (前期差▲12.4 ポイント減) など9業種でマイナス幅が拡大した。

(3) 非製造業

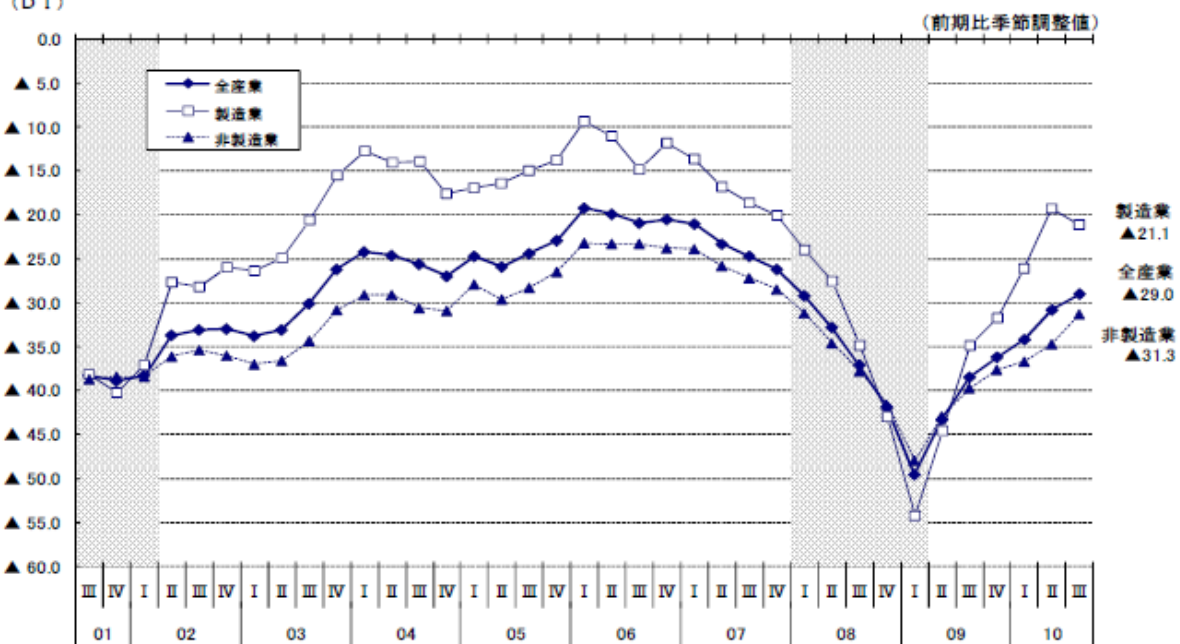
非製造業の業況判断DIは、(前期▲34.7→) ▲31.3 (前期差 3.4 ポイント増) となり、6期連続でマイナス幅が縮小した。

産業別にみると、卸売業で▲28.4 (前期差▲0.6 ポイント減) とマイナス幅が拡大したが、小売業で▲36.5 (前期差 4.2 ポイント増)、サービス業で▲27.9 (前期差 3.4 ポイント増)、建設業で▲30.4 (前期差 3.0 ポイント増) とマイナス幅が縮小した。

サービス業の内訳では、情報通信・広告業でマイナス幅が拡大したが、対事業所サービス業、対個人サービス業、飲食・宿泊業でマイナス幅が縮小した。

(注) 「対個人サービス業」は、洗濯・理容・美容・浴場業、自動車整備業、物品賃貸業等の10業種。
「対事業所サービス業」は、道路貨物運送業、倉庫業、廃棄物処理業等の10業種。

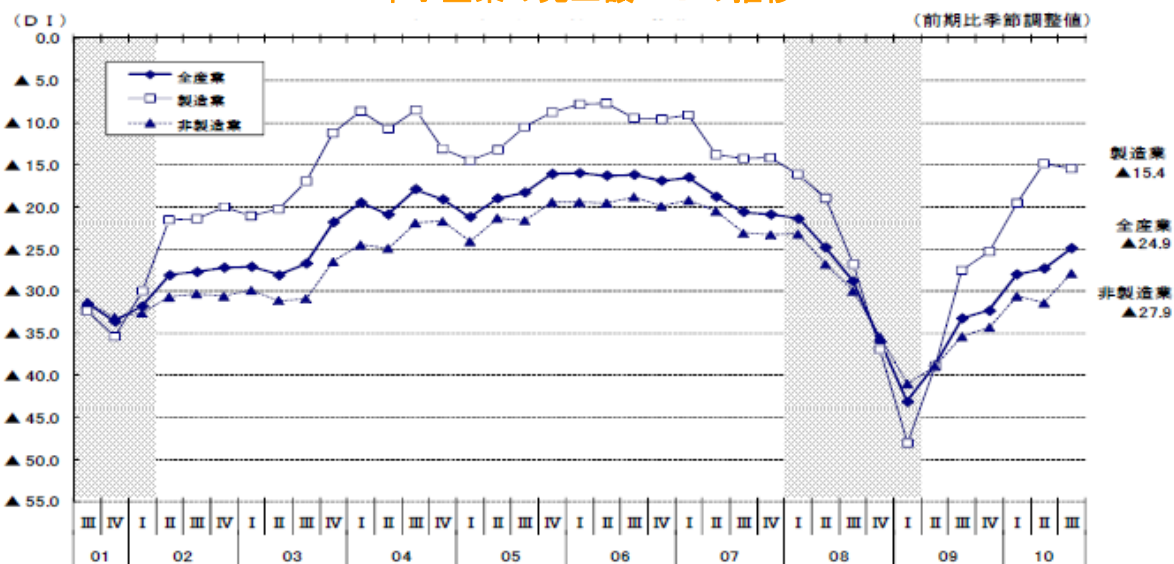
中小企業の業況判断DIの推移



2. 売上額DI

全産業の売上額DIは、(前期▲27.3→) ▲24.9 (前期差 2.4 ポイント増) と6期連続でマイナス幅が縮小した。しかし、産業別にみると、製造業で(前期▲14.8→) ▲15.4 (前期差▲0.6 ポイント減) とマイナス幅が拡大し、非製造業では(前期▲31.4→) ▲27.9 (前期差 3.5 ポイント増) とマイナス幅が縮小した。

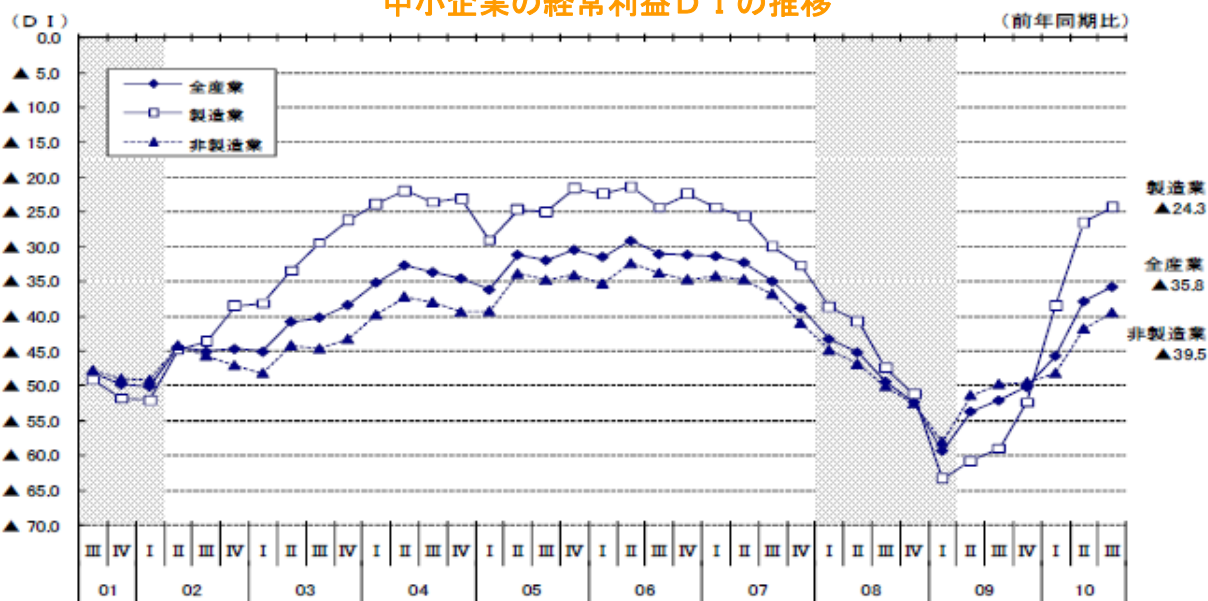
中小企業の売上額DIの推移



3. 経常利益DI

全産業の経常利益DI (「好転」-「悪化」、前年同期比)は、(前期▲37.9→) ▲35.8 (前期差 2.1 ポイント増) と6期連続でマイナス幅が縮小した。産業別にみると、製造業で(前期▲26.5→) ▲24.3 (前期差 2.2 ポイント増)、非製造業で(前期▲41.8→) ▲39.5 (前期差 2.3 ポイント増) とマイナス幅が縮小した。

中小企業の経常利益DIの推移



「第121回中小企業景況調査(2010年7-9月期)」の全文は、当事務所のホームページの「企業経営TOPICS」よりご確認ください。

国際課税制度 平成 22 年度改正

ポイント

① 国際課税の基本的な考え方

.....

② 平成 22 年度改正の概要

.....

③ タックスヘイブン税制の見直し

.....

④ 移転価格税制の見直し

.....

⑤ その他改正事項

.....

1 国際課税の基本的な考え方

「国際課税」とは、国境を超える経済活動に対する課税をいいます。経済活動を行う個人や法人の居住地国や経済活動が行われた源泉地国において、それぞれの国家が独自の租税制度に基づいて課税を行うため、同一の所得に対する二重課税が生じたり、あるいは課税の真空地帯が生じる場合があります。このように、各国家が制定した国内租税法や他国と締結した租税条約などの国際租税法により、特定の所得に対して、複数の課税管轄権が及んだり、あるいは、課税管轄権が全く及ばなくなったりすることが、国際課税制度の問題点と考えられています。

■ 1 | 租税条約

正式名称は「二重課税の回避のための条約」といい、国際的な二重課税という税の障害を可能な限り排除することを主目的としています。現在、日本は56カ国と租税条約を締結しています。

租税条約の国内法的効力については日本国憲法が98条で条約遵守義務を規定していることなどから、租税条約と国内法が競合した場合には租税条約の定めが優先して適用されます。

■ 2 | 日本の国際課税の基本的な考え方

(1) 居住者・内国法人

日本の所得税法及び法人税法は、自国の居住者、内国法人に対しては、その所得の源泉が国内であっても国外であってもすべて課税対象とする「全世界所得課税主義」を採用しています。同時に国際的二重課税の排除方法として「外国税額控除方式」を採用してバランスを取っています。

(2) 非居住者・外国法人に対する国際課税の考え方

日本の所得税法及び法人税法は、非居住者、外国法人に対しては、国内源泉所得についてのみ、一定の範囲で課税することとしています。



2 タックスヘイブン税制(外国子会社合算税制)の見直し

■ 1 | トリガー税率の引下げ

(1)従来への取り扱い

タックスヘイブン税制(外国子会社合算税制)とは、日本企業が税負担の著しく低い軽課税国にある実体のない子会社を利用して、租税回避を行うことを防止する制度のことを言います。従来は外国子会社の法人税負担率(※)が25%以下の場合、その所得に相当する金額を日本の親会社の所得とみなし、日本で課税する制度が採用されていました。

■ 法人税負担率

「実効法人税率」ともいい、国税である法人税の他、地方税を含む法人が負担する税金の所得に対する割合をいいます。

(2)改正の内容

- ① 特定外国子会社(※)に該当することとされる基準税率(トリガー税率※)を25%以下から20%へ引下げました。
- ② 外国子会社合算課税の適用を受ける内国法人の外国関係子会社の株式保有割合を5%以上から10%以上に引き上げました。

■ 特定外国子会社

日本法人・日本居住者等の株式保有割合が50%を超える外国法人で、税負担の割合が低い国・地域に所在するものをいいます。

■ トリガー税率

外国子会社合算課税の適用対象となるか否かを判定する基準税率をいいます。

(3)適用時期

本改正は特定外国子会社の平成22年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(4)改正背景

外国子会社合算税制等(タックスヘイブン税制)は、日本企業が軽課税国にある実体のない子会社を利用して、租税回避を行うことを防止するために導入された制度です。近年、アジア諸国を中心に各国の法人税率が下がったことにより、実効法人税率が25%以下になる国が急増し、該当企業の事務負担が増大していました。今回の改正により、外国子会社の約3割が申告不要となると言われています。

3 移転価格税制の見直し

■ 1 | 移転価格税制の概要

移転価格税制は、海外の関連企業との取引価格を操作することによる所得の海外移転を防止し、適正な国際課税の実現を図る観点から、昭和61年度税制改正で導入されたものです。具体的には、取引価格が第三者間の取引価格（これを「独立企業間価格」と呼んでいます。）と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。

いいかえると企業は関連企業との取引において、通常取引価格とは異なる価格設定が可能なことから、価格操作をすることで、国際間の利益調整をすることが可能です。本税制はこのような租税回避行為を防止するために、通常取引価格（独立企業間価格）に引き直して所得を計算する制度です。

■ 2 | 改正の内容

(1) 算定にあたり考慮すべき事項の明確化

① 国外関連者が合併企業の場合

国外関連者が複数の法人の共同出資により設立された法人である場合、取引条件の交渉が実質的に出資元法人と行われることがあることに留意し、取引価格の交渉過程を十分に検討することとなりました。

② 出資先の相手政府の規制・指導がある場合

外国政府の行政指導等、法令で明示されていない規制についても、比較対象取引選定の際に考慮することになりました。行政指導は必ずしも文書によらないことがあります。そのような口頭による指導も考慮に含めることで、出資先国との調整を図ろうとするものです。

■ 2 | 価格算定に必要な文書に関するルールの明文化

従来は、企業が独立企業間価格の算定の根拠となるべき資料について、遅滞なく書類を提示しなかった場合には、税務署長は、同業種法人の売上総利益率等を基礎として算定した金額を、独立企業間価格と推定して更生することができるとされていました。その場合、企業が①税務署長の更正決定が推定規定の要件を満たしていない、または、②企業の主張する価格が推定された方法による独立企業間価格であることのいずれかを立証しない限り、当局の算定した価格が独立企業間価格となります。企業側には立証に関し大きな事務負担が生じていました。

今回の改正では、従来「事務運営要領 2-4」で記載されている調査時に把握すべきとされている、①国外関連取引について企業が算定した独立企業間価格に係る書類及び②国外関連取引の内容を記載した書類について具体的に法令化されることになり、企業の事務負担軽減が図られました。

4 その他改正事項

■ 1 | 振替社債の利子等の非居住者および外国法人に対する非課税措置の新設

移転価格税制は、海外の関連企業との取引価格を操作することによる所得の海外移転を防止し、適正な国際課税の実現を図る観点から、昭和61年度税制改正で導入されたものです。具体的には、取引価格が第三者間の取引価格（これを「独立企業間価格」と呼んでいます。）と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。

いいかえると企業は関連企業との取引において、通常の実行価格とは異なる価格設定が可能な

■ 2 | 振替公社債利子等の非課税手続きの簡素化

これまで非常に煩雑であった非課税手続について、次の措置が講じられました。これら改正は平成22年6月1日以後にその計算期間が開始する振替国債等の利子および同日以後に発行される特定短期国債の償還価額と取得価額との差額について適用されます。

① 出資先の相手政府の規制・指導がある場合

従来は源泉徴収義務者ごとの承認が必要でしたが、振替機関ごとの承認で良いこととされました。また、承認の取消事由を明確化した上、非課税のための口座の設定を受けている非居住者、外国法人ごとの取引内容の報告および各人別帳簿の作成が不要になりました。

② 非課税適用申告書

源泉徴収義務者ごとの所轄税務署長への提出を簡素化し、特定口座管理機関または適格外国仲介業者ごとに、これらを経由して特定口座管理機関の所轄税務署長に提出するとともに、非課税のための口座の設定の確認等の事務が適正に行われると認められる特定口座管理機関について承認を受けることとなりました。

③ 所有期間明細書

特定振替機関等が源泉徴収の計算の明細書を源泉徴収義務者に提出した場合には、その提出を不要とするとともに、適格外国仲介業者から利子等の受領者の情報を特定口座管理機関に通知させ、これをもとに特定口座管理機関が振替国債等の利子の支払調書等を提出することとなりました。

経営データベース 1

ジャンル: 経営実務 > サブジャンル: CSR(企業の社会的責任)



CSRとは
CSR(企業の社会的責任)の定義について教えてください。



「企業の社会的責任」は、一般的に Corporate Social Responsibility の頭文字をとって CSRと呼ばれています(以下CSR)。従業員の労働面における人権保護や地球環境、地域社会など、多様で大勢のステークホルダー(利害関係者)に配慮した経営を意味します。

文化活動を支援するメセナ(芸術文化支援活動)とは異なり、本来の企業活動に対する取り組みを言います。

最も基本的なCSR活動として挙げられるのは、企業活動に関して、ステークホルダーへの説明責任を果たすことです。会社の財務状況や経営の透明性を高めるなど、上場企業に限らず、様々な企業がCSR活動に取り組んでいます。

【CSR活動の一環として捉えられる活動例】

- ①コンプライアンス(法令遵守)
- ②環境活動
- ③NPOへの協力

CSR活動への取り組みは、一般に、その企業に対する信頼・安心感などプラスのイメージを顧客や消費者に与えると言われていています。消費者へプラスイメージを与えることは、心理的効果の一つであるハロー効果もあり、企業活動にもプラスに働きます。

また、CSR活動への評価は、株価等にも反映されやすいため、商品の欠陥などの不祥事やスキャンダルへの対応によって、社会的責任を果たしていないと判断された場合には、売上や株価に大きな影響を与えることがあります。

経営データベース ②

ジャンル: 経営実務 > サブジャンル: CSR(企業の社会的責任)



企業の社会的責任の範囲とステークホルダー

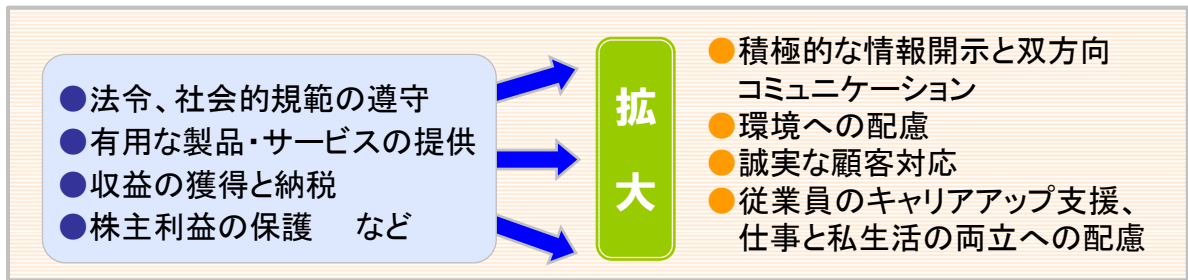
企業の社会的責任の範囲と企業を取り巻くステークホルダーについて教えてください。



■ 広がる企業の社会的責任の範囲

近年では、利害関係者との調和に加えて、積極的な情報開示と双方向のコミュニケーション、環境への配慮、誠実な顧客対応、従業員のキャリアアップ支援と仕事・私生活の両立への配慮、市民活動への支援なども企業が自主的に取り組むべき項目として認識されつつあります。

つまり、「企業の社会的責任」という言葉が示す内容と範囲が、社会的環境や人々の考え方の変化を受けて大きく変容しつつあるといえます。



■ 企業を取り巻くステークホルダー

企業にとってステークホルダーとは、顧客、株主、従業員、地域社会といった、その企業と何らかの利害関係を有する主体を意味します。これらのステークホルダーの影響力が高まる中で、企業はステークホルダーに配慮した様々な活動を行なうことが求められるようになりました。

【企業を取り巻くステークホルダー】

今まで重視していたステークホルダー
<ul style="list-style-type: none">● 出資者である株主● 資金や経営支援を提供する金融機関● 規制や指導・支援を行なう監督官庁● マス（集合体）としての顧客・消費者



実際に企業を取り巻くステークホルダー
<ul style="list-style-type: none">● 多様なニーズを持つ顧客・消費者● 工場や事業所の立地地域の住民● 取引先● 企業で働く従業員● 出資者である株主● 資金や経営支援を提供する金融機関● 規制や指導・支援を行なう監督官庁

企業が今まで重視していたステークホルダーには、規制を守り、有用な製品やサービスを提供し、利潤を生み、株価を上げ、利益を還元することが求められていました。

しかし、企業を取り巻くステークホルダーは、実際にはもっと多様であり、企業はこれらと相互に影響を与え合い、それぞれの立場から企業活動に関心を持っていることから、多様なステークホルダーに配慮した企業活動を行なうことが求められています。